



坂城町会計年度任用職員 選考対象者登録制度のお知らせ



町では、会計年度任用職員（※）の選考対象者登録の申込みを随時受け付けています。

町が、新たに会計年度任用職員を任用する必要がある場合に、選考対象者として登録された方のうちから、書類または面接による選考を行います。

選考を経てからの任用となりますので、先着順ではありません。また、登録したことで会計年度任用職員として任用することを約束するものではありませんのでご注意ください。なお、選考は必要に応じて行うもので、任用する時期、職種および勤務条件はその都度異なります。

※「会計年度任用職員」とは、地方自治体が任用する非常勤の職員のうち、4月から3月までの1会計年度の期間内を限度に任用される、いわゆる臨時・パート・アルバイトの職員をいいます。

町では、障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障がい者雇用を推進しております。障がい者手帳をお持ちの方は、手帳に記載の障がい区分等を申込書に記載してください。 ※必須ではありません。

1. 職種および職務内容

- (1) 事務補助
- (2) 資格または特殊な技能、若しくは経験を必要とする職（保育士、保健師など）

2. 勤務日数・時間など

祝祭日および年末年始を除く月曜日から金曜日の勤務を原則とし、職務により異なりますが、原則として下記(1)、(2)の区分によります。

- (1) フルタイム勤務 原則、1日7時間45分、週5日の勤務
- (2) パートタイム勤務 (1)よりも短い勤務時間、日数での勤務

3. 給与、休暇など

条例・規則の規定により、基本給および通勤手当、期末手当、勤勉手当等を支給します。また、規定により、任用期間が一定以上の場合、週（または年間）の勤務日数に応じた有給または無給の休暇があります。

4. 保険加入など

勤務条件により、一定以上の任期、週勤務時間を超える場合は、健康保険、厚生年金、雇用保険への加入があります。ただし、退職手当の支給対象となった場合は、雇用保険の対象ではなくなります。

5. 登録方法

次のどちらかの方法で登録手続きをしてください。

- (1) 書面での登録

坂城町会計年度任用職員選考対象者登録申込書（町ホームページからダウンロード可能）を記入し、郵送または総務課総務係（役場2階）の窓口へ提出してください。

- (2) ながの電子申請サービスでの登録

右記のQRコードから登録手続きをしてください。

URL (https://apply.e-tumo.jp/town-sakaki-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=50517)

町HP

ID
1168



ながの電子
申請サービス



ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

◎提出・問い合わせ先 総務課 総務係 ☎82-3111(内線212・213) 直通75-6210